

# 平成 30 年度

## 支給認定申請・入園申込みのご案内

### 1 「支給認定申請」の目的

「子ども子育て支援制度」では就学前の子どもの教育・保育を保障するため、「支給認定制度」となります。幼稚園や保育園、認定こども園などの利用を希望される方は町で行う「支給認定」を受ける必要があります。

### 2 「支給認定申請」の対象者

池田町に住民登録されていて幼稚園、保育園、認定こども園等の施設の利用を希望する児童が対象です。なお、教育標準時間の認定は3年間(就学前まで)が基本ですが、就労から出産へ認定の事由が変わる場合や就労時間の変更により保育の必要量に変更となる場合など、支給認定を変更する場合も申請が必要になりますので支給認定変更申請書を提出してください。

その後は認定内容を確認するため、年1回の現況届を提出していただきます。

### 3 申込み期間

#### 新規申し込み

##### ◆受付期間

平成 29 年 11 月 13 日(月)  
～平成 29 年 11 月 14 日(火)  
8 時 30 分～17 時 00 分まで

◆申込先 教育保育課保育係 (池田町教育会館内)  
※書類について確認することがありますので内容がわかる方がおいでください。

#### 現況届提出

※現在保育園に通っている方

##### ◆提出期間

平成 29 年 12 月 7 日(木)  
～平成 29 年 12 月 8 日(金)  
17 時 締め切り

##### ◆申込先

認定こども園 池田保育園 (Tel.62-2043)  
認定こども園 会染保育園 (Tel.85-5508)  
(現在通園している認定こども園経由)  
教育保育課保育係

◆問い合わせ先 教育保育課 保育係(池田町教育会館内) 電話：0261-61-1430

### 4 手続きの流れ

- 1 「支給認定申請書兼入園申込書【様式1】」に必要事項を記入し押印してください。
- 2 「保育の希望の有無」が「無」の場合は②～⑤欄を記入してください。
- 3 「保育の希望の有無」が「有」の場合は①の保育を必要とする理由を記入し、勤務(予定)先にて証明を受けた「就労証明書【添1】」を父母それぞれ申請書に添付してください。また、就労以外の事由の場合は事由ごとに定められた書類を添付してください。  
②～⑤の必要事項を記入してください。
- 4 「支給認定申請書兼入園申請書」と「保育が必要なことを証明する書類」(※P3参照)を教育保育課(池田町教育会館内)へ提出してください。「保育が必要なことを証明する書類」は児童それぞれに

必要ですが「就労証明書」「診断書【添8】」は2人目からはコピーでも可です。ご自身でコピーし児童ごとに添付してください。

「就労証明書」の会社の証明は、本社でなく支店、営業所の代表者の証明で可です。

※平成 29 年 1 月 1 日現在池田町に住民登録されていない方は市町村民税額を確認できる書類(※P 5 参照)の提出をお願いします。

- 5 申請に基づき池田町が保育の必要性を判定して「支給認定決定通知書」と「入園利用決定書」を一緒に交付します。支給認定証は希望者に発行しますが、発行した場合は認定変更時に必要となりますので大切に保管してください。

## 5 支給認定の区分(P 8 利用のイメージ参照)

設定区分	実施年齢	保育の必要性	主な利用先
1号認定 〈教育標準時間〉	3～5歳	なし	認定こども園 幼稚園(幼稚園部分)
2号認定 〈保育標準時間／保育短時間〉	3～5歳	あり	認定こども園 保育園(保育所部分)
3号認定 〈保育標準時間／保育短時間〉	0～2歳	あり	認定こども園 保育園(保育所部分)

※2号認定、3号認定は保護者の就労など保育の必要な時間によって保育園の利用時間が決まります。

保育標準時間・・・就労などで1ヶ月120時間以上かつ1週間に30時間以上

保育短時間・・・就労などで1ヶ月64時間以上(1日4時間以上、月16日以上)

就労証明書を確認し決定します。

## 6 保育を必要とする事由を証明する書類について

2号認定、3号認定は、就労・出産・介護等により家庭で保育できない児童を対象としています。

そのため、保育を必要とする証明書類を支給認定申請書兼入園申込書に添付していただきます。

証明が必要な方は、児童の両親です。証明に使う書類は下記(※P 3「8 保育が必要なことを証明する書類」)のとおりですので、申込書と併せて提出してください。

※証明書類によって、支給認定と優先順位を決めますので必ず提出してください。

## 7 保育を受けられる時間(保育の必要量)

2号認定、3号認定を受けた場合には就労の時間によって保育を受けられる時間(保育の必要量)が「保育標準時間」と「保育短時間」に区分されます。

保育標準時間 7時30分～18時30分内の必要な時間(最大11時間)

保育短時間 8時15分～16時15分内の必要な時間(最大8時間)

(認定時間を超えた場合は別途料金がかかります。) ※P 6～7参照

## 8 保育が必要なことを証明する書類

事由	内容	必要書類
1. 就労（予定）	会社員等(常勤・パート) 就労時間が1ヶ月あたり64時間以上 (1日4時間以上月16日以上の労働)	■就労証明書【添1】 ■復職証明書(育児休業明け)【添6】
	自営業 農業(事業主・手伝い) 内職等 就労時間が1ヶ月あたり64時間以上の 営業者、または事業専従者として労働する ことを常態としていること 《自営業・農業の手伝い》 <b>無給・ボランティアは認められません</b>	■就労状況申告書【添2】 ※営業主以外の方は専従者給与の 届け出が税務署に提出されていること が条件
2. 妊娠・出産	妊娠中又は出産後間もない方 認定期間は出産日から起算し産前3ヶ月 産後は8週間を経過する翌日の属する月の月 末まで	■妊娠要件に関する申立書【添3】 ◆母子手帳の写し (氏名、出産(予定)日が確認できること)
3. 疾病・障害	自身が疾病にかかり、もしくは負傷し、 又は精神もしくは身体に障害を有して いる方(障害は身障、精神、療育手帳を 保持していること)	■保育を必要としている事由申立書【添4】 ◆診断書【添8】又は身障、精神、療育手 帳の写し(障害程度の確認できる部分)
4. 介護・看護	要介護認定されているか身障(身体1・ 2級)、精神手帳を保持している同居又 は長期入院している親族を常時介護・ 看護している方	■保育を必要としている事由申立書【添4】 ◆(介護・看護される方の) 介護保険証、身障・精神手帳の写し または、入院証明書等
5. 災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復 旧	■保育を必要としている事由申立書【添4】 ◆り災証明書
6. 求職活動	求職活動(起業準備含む)している方 認定期間は3ヶ月以内とする <b>未満児は求職中ではお受けできません</b>	■就労予定申立書【添5】 ◆ハローワークカード、雇用保険受給者 資格者証等の写し
7. 就学・職業訓練	就学(学生)している方 職業訓練校等での職業訓練等	■保育を必要としている事由申立書【添4】 ◆学生証の写し 在学証明書等 ◆職業訓練を受けることを証する書類
8. 虐待・DV	虐待やDVのおそれがある場合	■保育を必要としている事由申立書【添4】 ◆公的機関の証明書
9. 育児休業中特例	育児休業取得時に既に保育を要してい る子どもがいて継続利用が必要な方 (期間は在園中の子は育児休業の対象の子が 1歳になる日の属する年度末まで)	■保育を必要としている事由申立書【添4】 ◆育児休業の期間がわかる書類 (辞令等)
10. その他	町が認める場合	◆町が必要と認める書類

◆は添付書類

## 9 「保育標準時間」と「保育短時間」利用の対象者

NO	事由	保育標準時間利用 最大 11 時間の保育料が可能	保育短時間利用 最大 8 時間の保育料が可能
1	就労(予定)	月 120 時間以上の就労	月 120 時間未満の就労
2	妊娠・出産	○	×
3	疾病・障害	○	×
4	介護・看護	月 120 時間以上の介護等	月 120 時間未満の介護等
5	災害復旧	○	×
6	求職活動	×	○
7	就学	月 120 時間以上の就学	月 120 時間未満の就学
8	虐待・DV	○	×
9	育児休業中	×	○
10	その他	×	○

※就労内定・求職中での申請

- ◆内定者は就労して3ヶ月経過後に速やかに就労証明書の提出をしてください。
- ◆求職中の方は、内定した時と、就労して3ヶ月経過後に速やかに就労証明書を提出してください。

※育児休業中の申請

- ◆育児休業中はご家庭で保育ができるため原則保育認定はできません。
- ◆育児休業明けの利用可能日は育児休業の終了する日の属する月の1日です。ただし、中途入園の場合は育児休業が月の5日までに終了する方は前月1日より利用できます。  
(例えば、4/1 利用開始の方は、4/1～5/5 の間に育児休業を終了する方です。復職していないと利用ができなくなります。復職後2週間以内に「復職証明書【添6】」をご提出いただきます。)

## 10 優先利用について

優先利用の例示は以下のとおりです。

- (1)ひとり親家庭
- (2)生活保護世帯(就労による自立支援につながる場合)
- (3)生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合
- (4)虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合
- (5)子どもが障害を有する場合
- (6)育児休業明け
- (7)兄弟姉妹が同一の保育所等の利用を希望する場合
- (8)小規模保育事業など地域型保育事業の卒園児童
- (9)その他市町村が定める事由
  - ・保護者の疾病、障害の状況や各世帯の経済状況を考慮
  - ・町内の認可保育所、認定こども園、地域型保育事業、認定外保育施設、放課後児童クラブに勤務する保育士、幼稚園教諭が育児休業から復職する場合に考慮
  - ・同居の親族、その他の者が保育することができる場合には順位が下がります。

## 11 保育料について

- ・ 別表1「池田町保育等利用者負担基準額表」(P6)に基づいて算定します。  
保護者が負担いただく保育料は市町村民税所得割額に応じた額になります。
- ・ 1号認定の保育料は長期休業月を含め年間変わりません。
- ・ 保育料の算定に、世帯の市町村民税所得割額状況が必要です。次に該当される方は別途書類の提出が必要となります。毎年9月に保育料を算定しますので、6月になりましたら平成30年度の市町村民税の税額を確認できる書類を提出してください。

### (1)平成29年1月1日現在池田町以外で住民登録していた方

平成29年1月2日以降に池田町に転入された方は、市町村民税の税額を確認できる書類を添付してください。

**平成29年1月1日に池田町に住民登録されている方は提出の必要はありません。**

### ◆◆◆市町村民税の税額を確認できる書類◆◆◆

#### ① 住民税が給与から引かれている方(会社員等)

「平成29年度町民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知」の写し

毎年6月～7月に勤務先から届きます。住所、氏名、税額がわかるようにコピーしてください。

#### ② 住民税を直接納めている方

「平成29年度町民税・県民税納税通書」の写し

毎年6月中旬に住民登録のあった役所から直接自宅へ郵送されます。住所、氏名、税額がわかるようにコピーしてください。

#### ③ 上の書類が用意できない方

「平成29年度町民税・県民税課税(非課税)証明書」

平成29年1月1日時点の住民登録市町村に請求してください。

### (2)未申告の方

- ・ 平成29年度の町・県民税が未確定の方は至急申告を済ませてください。
- ・ 町民税が未確定の方は保育認定が保留となり、保育料の算定が最高階層となりますのでお早目の申告をお願いします。

### (3)両親のどちらかが他市町村に住民登録されている方

単身赴任や別居等で住民票の世帯が別であっても実質的に同一生計の場合、離婚が成立していない等の場合はその合計額を算定基準としますので、他市町村に住民登録されている方の課税証明書を添付してください。

別表1

## 池田町保育等利用者負担基準額表

平成29年4月～(改正版)

	階層区分		1号認定		階層区分		2号認定(3歳以上児)		3号認定(3歳未満児)	
					保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間		
多子カウント 年齢制限なし	1	生活保護世帯	0	多子カウント 年齢制限なし	1	生活保護世帯	0	0	0	0
	2	市町村民税非課税世帯(所得割非課税世帯含む)	3000 [0] 2子以降[0]		2	市町村民税非課税世帯	5,700 [0] 2子以降[0]	4,500 [0] 2子以降[0]	7,200 [0] 2子以降[0]	6,000 [0] 2子以降[0]
	3	市町村民税所得割課税額77,100円以下	11,800 [3,000]		3	市町村民税所得割課税額48,600円未満	14,900 [6,000]	11,900 [5,450]	17,000 [8,000]	14,000 [6,500]
〃有(小学校3年生以下)	4	市町村民税所得割課税額211,200円以下	16,800	〃有(小学校就学前)	4-1	市町村民税所得割課税額57,700円未満	22,700 [6,000]	19,700 [6,000]	24,500 [9,000]	21,500 [9,000]
					4-2	市町村民税所得割課税額77,101円未満	22,700 [6,000]	19,700 [6,000]	24,500 [9,000]	21,500 [9,000]
	4-3	市町村民税所得割課税額97,000円未満	22,700		19,700	24,500	21,500			
	5	市町村民税所得割課税額211,201円以上	19,800		5	市町村民税所得割課税額169,000円未満	29,300	26,300	38,700	35,700
	6	市町村民税所得割課税額301,000円未満	30,800		27,800	53,000	50,000			
7	市町村民税所得割課税額397,000円未満	33,200	30,200	63,500	60,500					
8	市町村民税所得割課税額397,000円以上	38,000	35,000	73,000	70,000					

預かり保育・延長保育	7:30 ~ 8:30	1,000円/月(延長保育)
	13:30~16:00	5,000円/月(預かり保育/階層2) 8,000円/月(預かり保育/階層3~5)
	16:00~18:30	3,000円/月(延長保育)
緊急延長 (月5回まで)	7:30 ~ 8:30	100円/回
	13:30 ~ 16:00	400円+50円(おやつ代)/回(預かり保育)
	16:00 ~ 18:30	300円/回
	18:30 ~ 19:00	100円/回

- 子ども子育て支援制度の施行及び長野県多子世帯保育料減免事業に伴う軽減措置を反映する。
- 途中入園の場合は、年度初日の前日の満年齢により算定する。
- [ ]書きは、ひとり親、在宅障害児(者)のいる世帯、その他町長が認めた世帯の額。
- 1号認定は小学3年以下の範囲、2・3号認定は小学校就学前の範囲において特定教育保育施設等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とする  
ただし、1号認定は3階層以下、2・3号認定は4-1階層以下の世帯においては多子のカウントにおける年齢制限を撤廃し、1号認定は3階層以下、2・3号認定は4-2階層以下のひとり親世帯等は第2子以降0円とする。
- 1号・2号認定は18歳を最年長児と数え第3子以降を0円とする。

◆利用時間および利用料

区 分	1号認定	2号認定		3号認定	
	教育標準時間	教育標準時間		保育短時間	保育標準時間
		保育短時間	保育標準時間		
保育日	月～金曜日	月～金曜日 ※土曜日は希望保育(「希望保育等」の欄参照)			
業務時間	7:30～19:00	〔月～金〕7:30～19:00		〔土〕8:30～17:30	
教育及び 保育時間	8:30～13:30	8:30～16:00 (※8:15～16:15)	7:30～18:30	8:30～16:00 (※8:15～16:15)	7:30～18:30
預かり保育・ 延長保育	13:30～16:00 5,000円/月 (階層2)	7:30～8:30 1,000円/月	18:30～19:00 100円/回	7:30～8:30 1,000円/月	18:30～19:00 100円/回
保育時間 利用料	8,000円/月 (階層3～5)	16:00～18:30 3,000円/月		16:00～18:30 3,000円/月	
緊急延長 (月5回まで)  保育時間 利用料	13:30～16:00 450円/回	7:30～8:30 100円/回 16:00～18:30 300円/回 8:15～16:15の 時間は保育料の 中に含まれ ます。 18:30～19:00 100円/回	/	7:30～8:30 100円/回 16:00～18:30 300円/回 8:15～16:15の時 間は保育料の中 に含まれます。 18:30～19:00 100円/回	/
休園日	祝日年末年始、日曜日、町長が必要と認めた日				
希望保育等	○長期休業 8/1～8/16 1/4～1/7 卒園式翌日～ 3/31	○希望保育 毎週土曜日 ※祝日、年末年始を除く 8/1～8/16、卒園式翌日～3/31 <b>要件</b> 保育が必要な児童のみとする。 ※特殊事情の場合を除く (土曜日の勤務がない場合は利用できません) <b>給食</b> 原則として希望保育の時は給食がありません。			
特定保育日	入園式・運動会・卒園式等の特定日は保育時間が異なります。				

特別な理由がある場合はご相談ください。

## ◆ 利用のイメージ

		7:30	8:15	8:30	9:00	10:00	11:00	12:00	13:30	14:00	15:00	16:00	16:15	17:00	18:00	18:30	19:00
1号		5h			共通教育時間 5h				預かり保育(450円/回)								
2号	標準	11.0h	保育1h		共通教育時間 5h				保育5h				延長				
	短時間	8.0h	緊急延長		共通教育時間 5h				保育3h		緊急延長(300円/回)				延長		
3号	標準	11.0h	保育11.0h														延長
	短時間	8.0h	緊急延長	保育8.0h										緊急延長(300円/回)			

(朝100円/回) (100円/1回)

## ◆ 支給認定の変更について

- ・ 支給認定を変更する事由が発生した場合は、事由が確認できる書類を添付し、速やかに支給認定変更届を提出してください。
- ・ 生活状況の変化が伴わずに、保護者の希望が変わったことを理由としての支給認定の変更は認められません。支給認定変更にあたっては、客観的な必要性が市町村により認められることが必要となります。

※例えば、生活の変化、就労条件の変更等がなく、「客観的には2号認定を受けることができるにもかかわらず希望により1号認定を受けている保護者が、希望が変わったことを理由に2号認定に変更したい。」「1号認定を受けている保護者が長期休暇期間中(8月・3月)だけ2号認定に変更したい」等の申請は認められません。

## ◆ 多子世帯の保育料軽減

- ・ 幼稚園や保育園、認定こども園を兄弟で利用する場合、最年長の子どもから順に2人目半額、3人目以降は無料となります。
- ・ 1号認定は小3～年少の範囲以内に2人以上いる場合、2号・3号認定は小学校就学前の範囲以内に2人以上同時通園の場合該当になります。

## ◆ 第3子以降の保育料の無料化について

- ・ 以下の条件を満たしている、1号、2号(3歳以上)認定を受けている第3子以降のお子さんは保育料が無料となります。
- ・ 3号認定のお子さんで、低所得世帯における保育料の軽減拡大に該当しないおさんは6,000円を上限に減免します。

### 1 保育料無料化の対象となる条件(次のすべてに該当) 対象児: 3歳以上児

- (1) 池田町に住所を有していること(就学による転出を除く)
- (2) 同一世帯(父又は母)で、18歳未満の子を3人以上扶養していること  
※年度途中で18歳に達する場合は、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間
- (3) 所得税又は住民税の申告をしていること
- (4) 保育料に滞納がないこと  
※第3子以降の児童以外の児童に係る保育料を3月分以上滞納したときは無料化を取り消します。












### 2 提出書類など(対象児童確認用)

- (1) 第3子以降保育等利用者負担減免申請書
- (2) 戸籍謄本(初回提出時と変更がないときは、以降の申請では不要)



(3) 健康保険証のコピー（扶養者及び扶養している児童全員分）

池田町 第3子以降の保育料の無料化イメージ図

	認定こども園				小学校～高校			19歳～
	0～2歳 未満児	3歳 年少	4歳 年中	5歳 年長	小1	高3		
パターン1		 第3子 該当			 第2子	 第1子	 カウントしない	
パターン2		 第2子 非該当				 第1子	 カウントしない	
パターン3	 第4子 非該当	 第3子 該当	 第2子 非該当			 第1子		

◆低所得世帯における保育料の軽減拡大について

- ・世帯年収 360 万円未満相当の多子世帯及びひとり親世帯等（ひとり親世帯等の減免が認められる世帯）に対する保育料軽減の範囲を拡大しています。

【多子世帯の保育料軽減】

教育標準時間認定（1号認定）は、市町村民税所得割額 77,100 円以下の世帯、保育認定（2・3号認定）は、市町村民税所得割額 57,700 円未満の世帯において、上のお子さんの年齢に関係なく、出生順番で適用される軽減です。

同時通園・単独通園に関わらず、第1子は全額負担、第2子は半額負担、第3子は無料です。

【ひとり親世帯等の保育料軽減】

ひとり親世帯等の減免が認められる世帯に適用される軽減です。児童扶養手当の認定により確認します。教育標準時間認定（1号認定）、保育認定（2・3号認定）ともに、市町村民税所得割額 77,100 円以下の世帯が該当し、同時通園・単独通園に関わらず、第1子は保育料の上限額が決定され、第2子以降は無料です。

●添付書類

ひとり親世帯⇒児童扶養手当証書の写し

障がい児（者）がいる世帯⇒同居の在宅障がい児（者）確認書に障害者手帳等の写し【添9】

#### ◆保育料の決定

- ・市町村民税所得割課税額をもとに毎年決定します。保育料の切り替え時期は毎年9月になります。
- ・前年度の所得の変動で階層に変更が生じた場合、9月から新しい保育料になります。4月に遡っての精算は行いません。平成29年1月1日現在池田町以外で住民登録していた方は7月までに平成30年度の市町村民税・県民税の税額を確認できる書類を提出してください。

#### ◆保育料の納入方法について

【口座振替】定期振替 毎月28日(月により変動有) 再振替 翌月13日

納入通知書を送付する際に口座振替の日程をお知らせしますので、前日までに口座残高をご確認ください。

**池田町では口座振替を推奨しています。**

【現金納付】納入通知書により納期限までに指定金融機関、役場会計課窓口にてお支払ください。

#### ◆督促手数料について

- ・口座振替、現金納付ともに納期限を過ぎて未納の場合は督促状の発行と同時に手数料が発生します。
- ・督促状発行後納付されない場合は地方税の滞納処分の例により処分されることがあります。

#### ◆保育標準時間の利用について

- ・保育認定で2号・3号保育標準時間を認定された方は、7時30分～18時30分の中で就労状況に応じて必要な時間の利用(最大11時間)ができます。料金は保育料の中に含まれます。
- ・延長保育は18時30分～19時までとなり1回100円の延長保育料をお支払いいただきます。

※就労に応じて必要な時間 就労証明に記載された勤務時間+通勤時間

#### ◆保育短時間の延長保育利用について

- ・保育短時間認定されている方で、朝の延長保育、夕方の延長保育を定期的に、または期間限定で朝夕延長保育をご利用する方は、延長保育利用申し込みをしてください。別途延長保育料がかかります。
- ・朝8時15分から、夕方16時15分まで定期的に利用する方も申し込みをしてください。  
延長保育料はかかりません
- ・上記とは別に月5回を限度として緊急延長(朝・夕)を行うこともできます。  
別途延長保育料がかかります。

#### ◆1号認定の預かり保育利用について

- ・共通教育時間終了後13時30分から16時まで預かり保育を利用できます。預かり保育の利用は基本年間を通してとなりますが、年度途中の利用開始、利用停止は1回に限りできます。別途利用料がかかります。(おやつ代含む)  
長期休業中の利用料の減額はありませぬ。

(8月だけ預かり保育の利用を中止し、9月から再開するなどの利用は認められません)

- ・上記の申し込みをされない方は、**月5回を限度**として緊急預かりを行うこともできます。別途おやつ代と延長保育料がかかります。

#### ◆土曜保育の利用について

- ・1号認定の方は利用できません。
- ・2号・3号認定されている方で、土曜日に保護者(父母共)が保育を必要とする事由に該当する場合は7時30分～17時30分(標準認定)、8時30分～16時00分(短時間認定)のうち**※必要とする時間**を利用することができます。保護者いずれかの仕事が休みの場合は利用できません。

**※保育を利用するに当たり、別途申込書と父母の土曜日の勤務時間が記載された就労証明(支給認定時に提出された就労証明と整合)が必要です。**

### 11 今後の日程について

- ◆支給認定決定通知・利用決定通知書発送の発送は1月下旬の予定です。
- ◆1日入園……【池田保育園】2月8日(木) 【会染保育園】2月9日(金)  
予定をお願いします。

### 12 現況届について

- ◆子ども・子育て支援制度では、施設・事業を利用している方に年1回の現況届の提出を求めています。
- この、現況届は保育を必要とする事由や状況に引き続き該当していることを確認するために必要となりますので、要件を確認できる書類を添付し、必ず提出して下さい。
- 11月末頃、現況届のご案内をします。

### 13 その他

#### ◆未満児保育の利用について

- ・未満児保育0歳児は池田保育園・会染保育園ともに6ヶ月児から受け入れをします。
- ・0歳児の入園にあたり育児休業が取得できる場合は**育児休業取得が優先**となります。
- ・育児休業明けの利用可能日は育児休業が終了する日の属する月の1日からです。
- ・中途入園の場合は育児休業が月の5日までに終了する時は前月1日より利用できます。
- ・入園前のならし保育は行いません。
- ・未満児は求職中での入園はできません。また在園の場合は退職した月末での退園となります。
- ・年度途中に入園を希望する場合は、10月中を目途に池田町教育会館に来館し、教育保育課保育係にご相談ください。年度途中は入園が難しい場合があります。

#### ◆世帯状況の変更について

引っ越し、婚姻、離婚など世帯の状況が変わったときは速やかに世帯状況変更届【様式5】を提出して下さい。

届出により保育料が変更となる場合は、書類受理の翌月から改定されます。

**◆入園前の認定・利用の取り下げについて**

認定申請、保育の利用申請を提出された後に何らかの理由で申請を取り下げる場合は速やかに取下書を提出して下さい。

- 認定申請・利用申請取り下げ書【様式 3】

**◆入園後の認定・利用の取り消しについて(退園)**

認定申請、保育の利用中に何らかの理由で退園を希望される場合は、認定申請・保育の実施解除申請書を速やかに提出して下さい。

- 認定申請・保育の実施解除申請書(退園届)【様式 4】

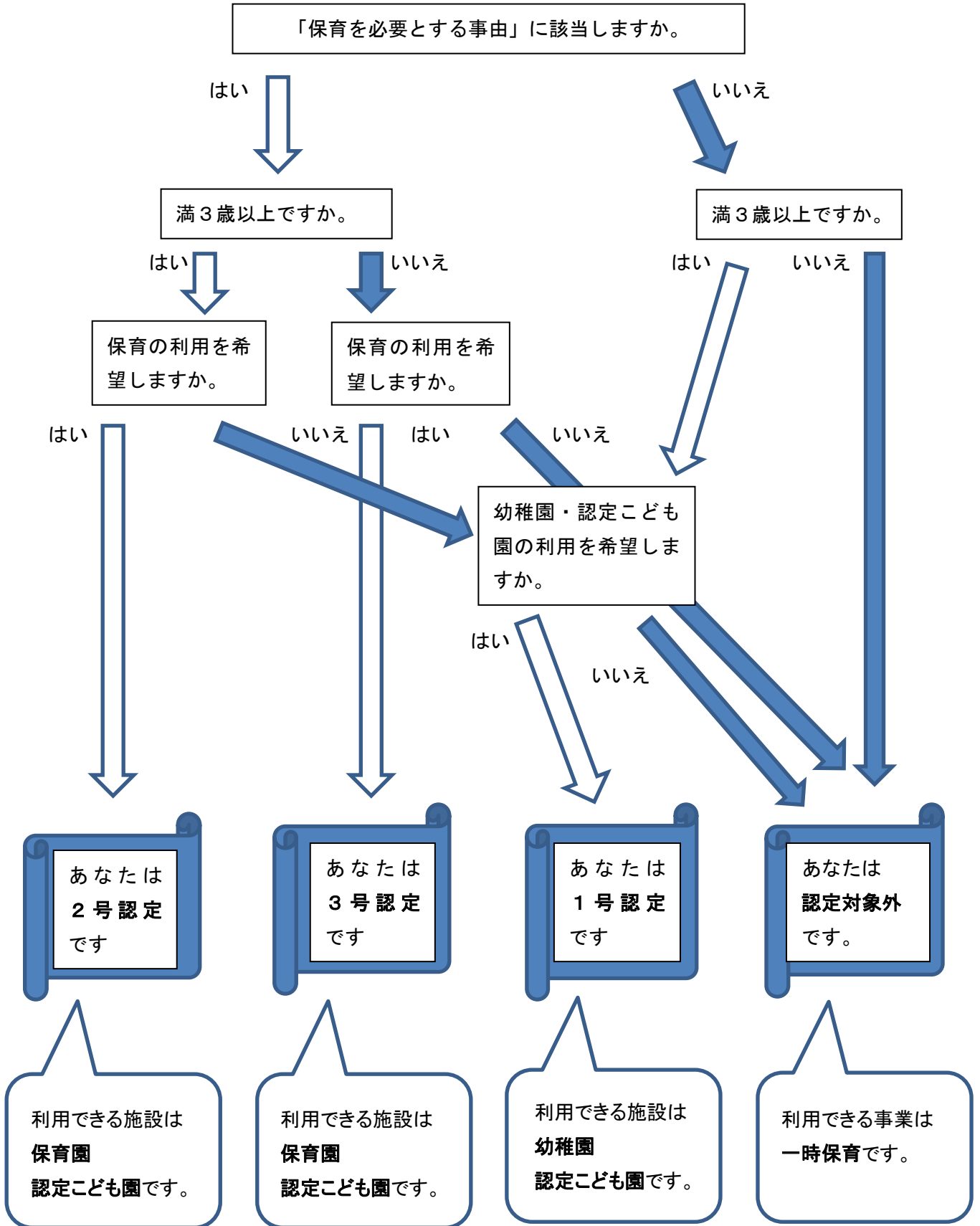
◆各種書類について

番号	提出書類	事由等	番号	添付書類
様式1	支給認定申請書兼入園申込書	新規に入園を希望する場合	添1～10	添付書類参照
様式2	支給認定変更申請書	勤務先を変更した場合	添1	就労証明書
		育児休業あけ職場復帰したとき	添6	復職証明書
		勤務先を退職した場合	添7	退職証明書
		妊娠・出産	添3	出産要件申立書
		その他変更となる事由	添1～10	添付書類参照
様式3	認定申請・保育実施取下書	申請を取り下げる場合		
様式4	認定取消保育実施解除申請書 (退園届)	退園する場合(年度途中)		
様式5	世帯状況変更届	住所を変更した場合		
	世帯状況変更届	世帯構成の変更(住所・婚姻・出生)		
	世帯状況変更届 (提出の翌月から減免)	ひとり親となり保育料が変更になる 場合		児童扶養手当認定証の写し
様式6	預かり保育定期申込書(1号)	預かり保育を希望する場合		
様式7	延長保育定期申込書(短時間)	延長保育を希望する場合		
様式8	保育時間延長申込書(短時間)	15分の保育延長を希望する場合		
様式9	延長保育中止届	延長保育を中止する場合		
様式10	土曜希望保育申込書	土曜希望保育を希望する場合	添10	土曜日の就労証明
様式11	第3子以降保育等利用者負担減免申請書	第3子以降の保育料を減免する場合		

◆添付書類

番号	提出書類	事由	添付書類
添1	就労証明書(会社員他)	就労等	
添2	就労状況申告書(自営業)		
添6	復職証明書(育児休業明け)		
添7	退職証明書		
添3	妊娠要件に関する申立書	妊娠・出産	母子手帳の写し
添4	保育を必要としている事由申立書	疾病・障害	診断書【添8】身障・精神・療育手帳の写し
添8	診断書		
添4	保育を必要としている事由申立書	介護・看護	介護保険証、入院証明書、身障・精神手帳の写し
添4	保育を必要としている事由申立書	災害復旧	り災証明書
添5	就労予定申立書	求職活動	ハローワークカード、 雇用保険受給者資格者証等の写し
添4	保育を必要としている事由申立書	就学・職業訓練	学生証 在学証明書、職業訓練受講証明等
添4	保育を必要としている事由申立書	虐待・DV	公的機関の証明書
添4	保育を必要としている事由申立書	育児休業中特例	辞令等
添9	同居の在宅障がい児(者)確認書	減免	身障・精神・療育手帳等の写し
添10	土曜日の就労証明	土曜保育利用	

◆利用する施設の種類



## ◆よくある質問 Q&A

### 【申し込みに関すること】

Q1 平成30年度中に育児休業からの復職を考えています。入園の申し込みはどのようにしたらよいですか？

A: 未満児の途中入園希望の方は、入園希望月を説明会時の受付簿に記入の上、10月中に教育会館へ来館し相談をお願いします。個別にお伺いします。

原則、年度途中の場合の申し込みは、新規申し込み期間では受付を行いません。教育保育課保育係までお問い合わせください。

Q2 年度途中の空き状況を確認するにはどうしたらよいですか？

A: 入退園の状況により毎月変動しますので、教育保育課保育係までお問い合わせください。

Q3 平成30年3月に池田町へ転入予定ですが、住所がない現時点での申し込みは今からできますか？

A: 申し込みは可能です。ただし、住所がまだない旨申し込みの際にお伝えください。

尚、入園日までに転入していない場合、入園することはできません。

### 【入園申請書の記載・受付に関すること】

Q4 祖父母と同居していますが、生計は別になっています。入園申請書の③世帯の状況の欄に祖父母の名前を記載する必要がありますか？

A: 生計が別の場合は、記入不要です。生計同一者を記入してください。

また、④祖父母の情報の欄には記入し、同居を○で囲んでください。

Q5 隣の家で祖父母が住んでいる場合は、入園申請書の③世帯の状況の欄に祖父母の名前を記載する必要がありますか？

A: 生計が同一の場合は、記入してください。

また、④祖父母の情報の欄にも記入し、同居を○で囲んでください。この欄の「同居」とは、同一敷地内の居住者のことを「同居」としています。

Q6 兄弟(姉妹)で申し込みをする場合、証明書はそれぞれ必要ですか？

A: 原本は1通で結構です。上のお子さんに原本を添付し、下のお子さんはコピーを添付してください。

## 【保育料に関すること】

Q7 年度途中で誕生日がきて子どもが3歳になりました。保育料も変わりますか？

A: 保育料の年齢区分は、その年度の4月1日時点の年齢で適用しますので、保育料が変わることはありません。

(認定区分は3号認定から2号認定へとなり、変更通知が届きます。)

Q8 保育施設を利用しない日があった場合も保育料はかかりますか？

A: 入園後は退園しない限り、通園の有無にかかわらず、保育料は全額かかります。

Q9 1号認定で8月は夏休みで保育園に通う日数が少ないのですが、保育料は安くなりますか？

8月のみ預かり保育を中止申請してもいいですか？

A: 1号認定の保育料と預かり保育料は、年間の保育日数(土曜日を除く)から長期休業の日数を除いた日数を12カ月で割って、月額料金を算出しているため同年同額となっています。

家庭の状況が変わらない場合、8月のみ預かり保育を中止するという申請はお受けできません。

Q10 保育料の算定は、親以外に同居の祖父母の収入も関係しますか？

A: 児童の両親の収入で算定します。ただし、祖父母の扶養になっている場合は、扶養している祖父母の収入で保育料を決定します。

Q11 保育料の支払いを口座振替にしていますが、残高不足で引き落としができませんでした。支払いはどうすればよいですか？

A: 口座振替が出来なかった場合、振替月の翌月13日に再度口座振替を行いますので、前日までに口座残高の確認をお願いします。

再振替においても振替不能となった場合は、再振替月の20日頃に督促状が送付され、督促料100円が発生します。



## 【その他よくある問い合わせ】

Q12 現在、産前産後の要件で上の子が、通園しています。要件の産後期限8週を経過したらどうなりますか？

A: お子さんが3歳以上児の場合、継続利用可能ですが、育児休業期間中は保育の必要性の事由に該当しないため1号認定となります。

お子さんが3歳未満児の場合、継続利用は出来ないため退園となります。

Q13 入園要件を「就労」で入園しましたが、入園後に仕事を退職してしまいました。この場合引き続き通園できますか？

A: お子さんが3歳以上児の場合、継続利用可能ですが、保育の必要性の事由に該当しないため1号認定となります。

お子さんが3歳未満児の場合、継続利用は出来ないため退園となります。

Q14 引っ越しをして住所が変わった、祖父母と同居することになった、赤ちゃんが生まれた、婚姻した、離婚したなど家庭状況が変わりました。何か手続きが必要ですか？

A: 「世帯状況変更届」を通っている保育園に提出してください。「世帯状況変更届」は通っている保育園にあります。

特に、保育料に影響がある事由の場合は、書類受理の翌月から改定されますので速やかに提出をお願いします。

Q15 勤務先が変わりました。どのような手続きが必要ですか？

A: 新しい勤務先から就労証明書をもらい、「支給認定変更申請書」に添付し、通っている保育園に提出してください。必要な書類は通っている保育園にあります。兄弟(姉妹)がいる場合は、「支給認定変更申請書」はそれぞれ記入し、就労証明書は上のお子さんに原本を添付し、下のお子さんはコピーを添付してください。

Q16 退園したい時は、どのような手続きをすればよいですか？

A: 保育を必要とする事由を満たさなくなった場合や、池田町外に転出する場合などは、「退園届」を通っている保育園に提出してください。「退園届」は通っている保育園にあります。

施設型給付費・地域型保育給付費 支給認定申請書兼  
幼稚園・保育園・認定こども園・地域型保育 入園申請書

池田町長 様 (施設長 様)

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費に係る支給認定を申請します。

		どちらかに☑して下さい		支給認定発行希望	
				☐ 有 ☐ 無	
申請児童	氏名	生年月日(4)	認定区分		
	(ふりがな)	年 月 日	教育 ☐1号	保育 ☐短時間 ☐標準時間	
保護者	(ふりがな)	年 月 日 生	電話(自宅)	希望のところに☑して下さい	
	(住所) 池田町大字	(地区)	父携帯		
個人番号	本人 (マイナンバー)	父 (マイナンバー)	母 (マイナンバー)		
	アレルギー	食事制限	該当のところにすべてに☑して下さい		
児童の状況	☐有 ☐無	有の場合は写しを添付して下さい	☐有 発達( )	☐有 身体( )	
	☐有 (☐身体 ☐療育 ☐精神 級) ☐無	特別児童手当受給			
家庭の状況	ひとり親家庭		生活保護の適用の有無		
	☐ 該当 ☐ 非該当	☐適用 有( 年 月 日保護開始) ☐ 無			
保育の希望の有無	☐有 保護者の就労や生活状況により保育の利用を希望する場合			①～⑤まで記入して下さい	
	☐無 幼稚園等(教育部分)に保育の希望がある場合は児童扶養手当証明書等の写しを添付して下さい			②～⑤まで記入して下さい	

①保育の利用を必要とする理由

続柄	保育の利用を必要とする理由	
父	☐就労 ☐妊娠・出産 ☐疾病・障害 ☐介護等 ☐災害復旧 ☐求職活動 ☐就学 ☐虐待・DV	勤務先 就労時間 勤務日数や疾病等 具体的な内容を記入して下さい
	※具体的な内容(勤務先、就労時間・日数等や疾病の状況など)やその他内容を記入	
母	☐就労 ☐妊娠・出産 ☐疾病・障害 ☐介護等 ☐災害復旧 ☐求職活動 ☐就学 ☐虐待・DV ☐育児休業 ☐その他	
	※具体的な内容(勤務先、就労時間・日数等や疾病の状況など)やその他内容を記入	

②利用を希望する施設名・利用する期間

利用を希望する施設		希望理由	
第1希望		☐ 自宅に近い ☐ 兄弟等入園 ☐ その他( )	
第2希望		☐ 自宅に近い ☐ 兄弟等入園 ☐ その他( )	
希望年齢 区分	未満・年少・年中・年長	利用曜日	曜日～ 曜日
希望する利用期間	☐ 平成 年 4月 1日 から 就学まで	☐ 平成 年 月 日 から 平成 年 月 日まで	利用時間 時 分から 時 分まで

③世帯の状況

区分	氏名	児童との続柄	生年月日	性別	勤務先又は学校名	前年度市町村民税の課税の有無	備考
児童の世帯員			年 月 日生	男・女		有・無	同居・別居・障がい等
			年 月 日生	男・女		有・無	同居・別居・障がい等
		生計が同一の世帯員を記入して下さい	年 月 日生	男・女		有・無	同居・別居・障がい等
			年 月 日生	男・女		有・無	同居・別居・障がい等
			年 月 日生	男・女		有・無	同居・別居・障がい等

④祖父母の情報

		氏名	年齢	同居・別居の別	住所 (同居の場合記入不要)	職業
父方	祖父			☑同居 別居・離別・死亡	同一敷地内の居住の場合は同居に☑して下さい	
	祖母			同居・別居・離別・死亡		
母方	祖父			同居・別居・離別・死亡		
	祖母			同居・別居・離別・死亡		

⑤税情報等の提供と保育認定に当たっての署名欄

市町村が施設型給付費・地域型保育給付費の支給認定に必要な市町村民税の情報(同一世帯者を含む)及び世帯情報を開覧すること。また、その情報に基づき決定した利用者負担額について、特定教育・保育施設等に対して提示することに同意します。

4月入所の場合は認定時事務及び利用調整事務が集中するため審査に時間を要することから、結果は利用調整の結果とともに2月に通知されることに同意します。

平成 年 月 日 保護者氏名

## 就労証明書

雇用主の方へ

この証明書は保育園・認定こども園などの入園申込み及び継続申請のために必要なものです。児童の保護者に提出をお願いしていますのでお手数ですが以下証明願います。なお、訂正箇所がある場合は社印等により訂正してください。

池田町長 殿

証明日 平成 年 月 日

事業所名

代表者名

⑨

所在地

電話番号

記入者名

記入者連絡先

下記の内容について、事実であることを証明いたします。

No.	項目	記入欄	
勤務先事業者に関する事項			
1	業種	※1 ( )	
就労者に関する事項			
2	ふりがな		
	就労者氏名		
3	就労者住所		
就労状態等に関する事項			
4	雇用(予定)期間	※2 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	
5	勤務先事業所名		
6	勤務先住所		
7	勤務先電話番号		
8	雇用の形態	※3 ( )	
9	就労時間 (固定就労の場合)	<input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 火 <input type="checkbox"/> 水 <input type="checkbox"/> 木 <input type="checkbox"/> 金 <input type="checkbox"/> 土 <input type="checkbox"/> 日 <input type="checkbox"/> 祝祭日	合計時間 時間 分
		平日 時 分 ~ 時 分	
		土曜 時 分 ~ 時 分	
		日曜 時 分 ~ 時 分	
10	就労時間 (変則就労の場合)	※4 時間 分	
11	就労実績	平成 年 月 日 / 平成 年 月 日	平成 年 月 日 / 平成 年 月 日
		日 / 月	日 / 月
12	産前・産後休業の取得	※5 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	
13	育児休業の取得 (予定期間)	※6 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	
		短縮可能時期 平成 年 月 日	延長可能時期 平成 年 月 日
14	復職年月日	平成 年 月 日	
その他			
15	備考欄		

※1~6はプルダウンリスト(裏面にも記載あり)から該当するものを選択すること。

保護者記入欄

児童名	生年月日 年 月 日	保育園 <input type="checkbox"/> 利用中 <input type="checkbox"/> 申込中(第一希望)
児童名	必要事項を保護者の方が記入してください。	
児童名	生年月日 年 月 日	保育園 <input type="checkbox"/> 利用中 <input type="checkbox"/> 申込中(第一希望)

## 就労状況申告書（自営業・内職・農業）

〔保育園・認定こども園・地域型保育〕入園・継続用

保育園・認定こども園・地域型保育の入園にあたり、私の就労状況について次のとおり申告します。

氏名	(児童との続柄)						
自宅住所	(〒 - )	池田町大字	番地				
利用希望施設	認定こども園		保育園に	<input type="checkbox"/> 在園	<input type="checkbox"/> 入園希望		
児童名	児童名	平成	年	月	日生	歳児	
	児童名	平成	年	月	日生	歳児	
就労先名称							
就労先住所及び電話番号	<input type="checkbox"/> 職場と住居が同一		<input type="checkbox"/> 職場と住居が隣接		TEL - -		
業種	<input type="checkbox"/> 農業 <input type="checkbox"/> 卸売 <input type="checkbox"/> 小売 <input type="checkbox"/> 飲食店 <input type="checkbox"/> 製造 <input type="checkbox"/> 建築・電気・設備		農業 の 場 合	耕作面積	<input type="checkbox"/> 田 <input type="checkbox"/> 畑 <input type="checkbox"/> 果樹 <input type="checkbox"/> 他		
	<input type="checkbox"/> 金融・保険 <input type="checkbox"/> 理美容 <input type="checkbox"/> 修理 <input type="checkbox"/> その他( )			仕事の内容(具体的に)			
勤務時間	平日	時	分から	時	分まで	1日平均	時間
	土曜	時	分から	時	分まで	1ヶ月平均	時間
	(不定期)	時	分から	時	分まで	1ヶ月平均	日
就労開始(予定)日	昭和・平成		年	月	日 ( <input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 就労予定 )		
定休日	<input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 火 <input type="checkbox"/> 水 <input type="checkbox"/> 木 <input type="checkbox"/> 金 <input type="checkbox"/> 土 <input type="checkbox"/> 日 <input type="checkbox"/> 国民の祝日 <input type="checkbox"/> 不定期 ( <input type="checkbox"/> 週・ <input type="checkbox"/> 月 日 )						
事業形態	<input type="checkbox"/> 経営主 <input type="checkbox"/> 配偶者が経営主 <input type="checkbox"/> 親族が経営主(続柄 ) <input type="checkbox"/> 内職請負						
給与 (専従者給与等)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 月給 <input type="checkbox"/> 日給 <input type="checkbox"/> 時間給		円			
※無給の場合などはその理由を明記してください。							
直近3ヶ月の収入 状況及び勤務日数	年	月分	円	年	月分	円	
			日分			日分	
所得税徴収方法	<input type="checkbox"/> 源泉徴収 <input type="checkbox"/> 確定申告 ( <input type="checkbox"/> 青色 <input type="checkbox"/> 白色 ) <input type="checkbox"/> 事業専従者 <input type="checkbox"/> 控除対象配偶者						
上記のとおり就労しています。							
池田町長様		所在地					
平成 年 月 日		事業所名					
		代表者名		印			
		問合せ電話番号					
新規の場合、税務署に提出した 開業届を添付してください		(自営業・内職の場合は経営主、農業の場合は確定申告の方が証明をしてください)					

## 就労予定申立書

平成 年 月 日

池田町長 様

住 所 池田町大字

氏 名 ㊟

児童との続き柄 【 】

私は、就労することを希望しているため保育園等への入園を希望します。  
 就労先が決まり次第、速やかに就労証明書を提出いたします。  
 なお、理由にかかわらず入園後3ヶ月以内に就労を開始できない場合又は保育課指定の  
 期日までに「就労証明書」を提出できない場合は保育認定を取り消しとされても異議はありません。

1現在の求職活動	<input type="checkbox"/> 公共職業安定所(ハローワーク)に登録し求職活動をする。 <input type="checkbox"/> 民間の就職斡旋期間等に登録し求職活動をする。 <input type="checkbox"/> その他(具体的にお書きください。)
2求職している 職業	(例: 事務、製造など)

求職活動では未満児はお受けできません

利用(希望)施設	認定こども園 <input type="checkbox"/> 池 田 保 育 園 <input type="checkbox"/> 在 園 <input type="checkbox"/> 会 染 保 育 園 <input type="checkbox"/> 入 園 希 望
児 童 名	児童名 _____ 平成 年 月 日生 ( _____ 歳児)
	児童名 _____ 平成 年 月 日生 ( _____ 歳児)
	児童名 _____ 平成 年 月 日生 ( _____ 歳児)